

第 1 5 1 2 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 6 年 9 月 5 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 5 時 4 3 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第17号 平成26年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について
(総務課)

第18号 平成27年度県立高等学校の入学定員について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第36号 「学校管理職等育成プログラム」について (学校企画課)

第37号 平成27年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について
(教育指導課)

第38号 平成27年度島根県立高等学校入学者選抜における推薦入学者選
抜・スポーツ特別選抜について (教育指導課)

第39号 平成27年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果につい
て (特別支援教育課)

第40号 平成26年度～28年度競技力向上のための新たな強化指定校に
ついて (保健体育課)

第41号 第69回国民体育大会 (長崎国体) の出場種目について
(保健体育課)

第42号 平成26年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等
の成績について (保健体育課)

第43号 平成26年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について
(社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

(議決事項)

第19号 平成26年度優れた教育活動表彰について (総務課)

第20号 平成26年度教育功労者及び教育優良団体表彰について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第44号 平成26年度9月補正予算案の概要について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者
吉城教育監 : 全議題
細田教育次長 : 全議題
田中参事 : 公開議題
矢野参事 : 公開議題
祖田参事 : 公開議題
春日教育センター所長 : 公開議題
高宮総務課長 : 全議題
小村教育施設課長 : 公開議題
高橋学校企画課長 : 公開議題 (報告第40～43号は除く)
佐藤県立学校改革推進室長 : 公開議題 (報告第40～43号は除く)
吉崎子ども安全支援室長 : 公開議題
原田特別支援教育課長 : 公開議題
堀江保健体育課長 : 公開議題
梶谷健康づくり推進室長 : 公開議題
荒木社会教育課長 : 公開議題
恩田人権同和教育課長 : 公開議題
野口文化財課長 : 公開議題
鈿福利課長 : 公開議題
柿本教育センター教育企画部長 : 公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記
森脇総務課課長代理 : 全議題
小村総務課人事法令グループリーダー : 全議題
小林総務課主任 : 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	1 件
署名委員	原委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第17号 平成26年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について(総務課)

○高宮総務課長 議決第17号平成26年度教育委員会の点検・評価に係る報告書についてお諮りする。

1 ページをご覧いただきたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律27条の規定に基づいて教育委員会の業務の状況を点検したものを議会へ提出する必要がある。本日はその議会に提出する点検・報告書についての議決をお願いするものである。

1 ページの一番下のところに四角で囲んだ法律の抜粋があるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条で、教育委員会が毎年その権限に属する事務、これの管理及び執行の状況について自ら点検・評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出することとされている。実際には上の参考のところだが、島根県では平成15年度にしまね教育ビジョン21を策定している。そしてこの教育ビジョン21は②のところにあるように、教育基本法17条に定める教育振興基本計画の位置づけを持つとしている。従って、このしまね教育ビジョン21について、その実施の状況を点検・評価することをもってこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律27条の点検・評価にかえることとするものである。あわせて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の27条の2項、一番下の四角の一番下をご覧いただくと、ここの点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとしている。これに相当するのが県でいうと総合教育審議会である。

従って、記の下のところに書いてあるように、今後の流れ、今までの流れとしては教育委員会であらかじめ策定した点検・評価報告書を8月27日に開催した総合教育審議会で説明し、有識者の方のご意見をいただき、その意見を付したものを本日、委員さんのお手元に配付し、本日議決をいただくというものである。議決をいただいた場合には9月11日に開会する9月定例県議会に提出するということである。

内容は別冊資料、平成26年度教育委員会の点検・評価報告書をご覧いただきたい。内容については膨大なものになるし、あらかじめ配付した報告書をご覧いただいていると思うので、概略の説明にとどめさせていただきたいと思う。

1 ページから6 ページまではこの点検・評価の趣旨及び昨年1年間の教育委員会の活動であるので、割愛をさせていただく。7 ページ以降が教育ビジョン21の点検・評価である。ご承知のように教育ビジョン21、第1期分については平成25年度で経過期間が終了したことから、去る7月10日に第2期のしまね教育ビジョン21を策定したということであるので、第1期分についての取りまとめがここで終了し、来年からは教育ビジョン21の第2期計画に対する点検・評価ということになるものである。

最初の教育ビジョンでは施策が6本の柱に分かれており、まず1本目が7ページから11ページまでに記載してある心身の健康を大切にされた教育の推進というものである。内容としては生活習慣の改善、それから8ページが体力・運動能力の向上、それから10ページが心の教育の推進ということで心身の健康を大切にすること、参考となる数値の指標としては毎朝朝食を摂る子どもたちを増やそう、あるいは食育を充実させ地産地消に努めよう、それから子どもの体力をピーク時の体力に戻そう、それから運動、部活動についても全国大会で入賞できるような子どもを増やそう、それから社会教育を発展させよう、そして最後10ページのところだが、心の教育の推進ということで道徳教育などを行うことによって自他ともに尊重する精神を育み、人の命を大切に、そういったような子どもたちを育てようということについて取り組んできたわけである。こうした中で朝食を摂る児童の割合とかあるいは食育の充実、それから部活動にしても先般、今年のインターハイでも松江商業の青山さんなどは2種目制覇をしたりということで成果を上げているが、これらについては引き続きここまでやったらよしというものではなくて、全ての子どもたちが引き続き良い生活習慣を身につけたり、健康な体を育てていくために継続していく必要があると考えている。

12ページから先が施策の2、夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進ということである。内容としては学力の向上、それから15ページのところでキャリア教育の推進、これが内容になっている。学力の向上については先般、学力調査の結果などが報告されたところであり、25年度に比べると26年度の結果というものは上回った格好になっているが、いずれにしてもまだ中位からやや下といったようなところであり、引き続き子どもたちの学びということに対する興味、知的探求心などを掘り起こしながら子どもの基礎的な学力の充実に努めていく必要があると考えている。

また、13ページの家庭での学習習慣だが、これについても小学校6年生のところでは目標を超えているが、中学生になると家庭での学習習慣の定着率が落ちているというようなことがあり、こうした家庭での学習習慣と学力の間に一定の関係があったりすることもあるの

で、引き続き家庭での学習習慣を育んでいくと。そのために14ページだが、学校種別にかかわらず、幼保小中高が連携をしていくと、そのために今年から県教育委員会の中でも組織改正を行い、教育指導課というものを設けて学校種にかかわらず連携した取り組みを推進しているところである。

それからキャリア教育のほう、参考数値としては希望する高校生の就職率ということだが、キャリア教育の場合は実際には子どもの学校の教育、教育の全ての段階で自らを見つめ直しながら将来の夢や希望を描いてやっていく、またそのために必要なことを学校などで教えていくということにより幅が広がってくるわけだが、職業観、勤労観の形成はもとより、今16ページの方だが、島根県も人口減少対策ということが言われる中で、やはりまず安定した雇用や就労の場を県内に設けなければいけない、そのためには当然そこで働く人材というものを供給しなくてはならないということもあるので、そういった面も含めて引き続きキャリア教育、あるいは県内産業界と連携した人材の育成ということに努めていく必要があると考えている。

それから17ページからが施策の3番目で、創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進ということで読書習慣の確立、それから19ページの文化活動の活性化、それから20ページのものづくり活動の推進というものをあげている。読書活動の推進については新しい教育ビジョン21においても学ぶ力、そういったものを育んでいくためにはまず知的な探求心というものを掘り起こして、そこで学んでみて面白い、そしてまた新しいことも学びたいと、そういった意欲を持てるようにしていくということが非常に重要なことだが、本県の場合は学校への学校司書の配置率が全ての学校種で100%という、全国で唯一と言っていい先進県であり、そうした中で実際に図書館に通う子どもや図書館での学習活動に満足する子どもが全国よりも大幅に増えているということで、今年度からも市町村が子ども読書の活動を推進する事業を新たに延長したところだが、こうした事業を通じて引き続き子どもたちが本に親しみ、学ぶ意欲を持っていくように努めることが大事だと考えている。

それから19ページ、20ページは文化活動、ものづくりということだが、島根県の総合発展計画においても島根県にある豊かな自然や文化、歴史、そういったものに思いをはせながら活力ある島根をつくろうということをやっており、学校活動においても体育だけではなく文化活動に対しても興味を持つ子どもを育もうということである。

それから20ページだが、ものづくり活動、これもやはり日本あるいは島根県という地域が発展していくためにはやはりものづくりに必要な人材というものの育成が必要だろうということで、小・中学校の早い段階からものづくり活動の推進ということをやってきたわけだが、引き続きこれも努めていく必要があるということにしている。

それから、あと21ページのところで、そういう中で小・中学校段階からそういった興味を育んでいくわけだが、専門高校でもより企業ニーズに即したような人材、あるいは地域のニーズをくみ上げて起業するような人材、そういった人材の育成が求められているわけだが、25年度の取り組みの概要の4つ目だが、隠岐水産高校が闘牛ブリバガーということで全国うまいもん甲子園で水産庁長官賞、実質的には2位ということで、今年もこの間あった中国予選でトップで全国大会に出るということで人材の育成が進んでいるところであるが、こうした地域に根づいた人材の育成を引き続き努めていく必要があると考えている。

それから22、23ページのところは互いの人権を尊重する教育の推進ということで、引き続き自他ともに尊重する、それから様々な意味合いで人権意識を高めるための指導を充実できるような体制の構築に努めていくこととしている。

24ページからは施策の5ということで、地域への愛着と誇りを育む教育の推進ということで学校・家庭・地域の連携。それから26ページのところだが、社会教育の振興というものもあげている。これは新しい教育ビジョンでも言われているが、やはりベースにあるのは学校・家庭・地域が連携をして子どもを育んでいくと、そうした中で例えば子どもたちにもふるさと島根は良いとこだということをきちんと分かってもらい、そしてそれが新しい教育ビジョンでも基本理念としてあるが、島根を愛し、世界を志す、心豊かな人づくりにつながっていくと考えている。

ふるさと学習、今、35時間以上実施している小・中学校100%となっているが、引き続きこうした活動をきちんと進めて、こうした心豊かな子どもたちを育むということにつなげていきたいと思う。

また、地域との連携ということでは、やはり社会教育活動との連携というのが非常に重要であり、25ページの公民館活動による地域力の醸成、これもモデル公民館の取り組みというのは全国で先端的なものであり、こうして今までモデル公民館の取り組みの事業で得てきたノウハウなどを普及させていきながら、社会教育活動との連携を一層強めていく必要があると考えている。

最後、28ページ、柱の6番目だが、全ての子どもたちの学びを支える取り組みの推進と

いうことで、不登校の子どもに対する取り組みの充実、それから特別支援教育の充実というものをあげている。こうした様々な教育活動をやっているが、現実に不登校やひきこもりの子ども、様々な課題を抱えた子ども達、これに対してきちんとした相談体制をとっていったり、あるいは教職員の資質向上を図りながら日頃の教育活動を通じてこうした子ども達に適切に接していく体制をつくっていくということを目指して掲げている。

また、30ページのところでは中1ギャップに対応するためのクラスサポートティーチャー、あるいは子どもと親の相談員の配置、こうしたことを通じて学校種が変わる節目のところで子ども達がつまづいたりしないように、あるいは相談員の配置、あるいは電話相談の実施などによって子ども達の悩みのサポートというものを的確にやっていくことにしている。

それから最後、31ページの特別支援教育の充実だが、ここ10数年間で特別な支援を必要とする子ども達が約1.5倍ぐらい増えるなど大幅に増加している。これは特別支援学校に通う子ども達もそうだし、小・中学校の特別支援学級に通う子ども達というのも大幅に増加している。こうした中であって31ページの一番下に書いてあるように、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実ということが一番求められている。今では個別の教育支援計画というものを立てて、こうした子ども達の指導に当たることとしているが、こうしたきめ細やかな指導をしていくということが1点、それから32ページの社会的・職業的自立の促進というのがあるが、特に近年では知的な障がいのある子ども達、あるいは発達障がいのある子ども達、こうした子ども達が増えている。こうした子ども達の社会的・職業的な自立を促す、もう少し砕いて言うと福祉就労ではなく、なるべく一般就労につながるような取り組みをやっていこうということで、今年度から松江、出雲、浜田の各養護学校に障がい者のステップアップ就労のための新規の事業を設けて、障がい者の就労支援を図るということにしているが、引き続きこうした事業を拡充する中で一般就労、あるいは障がい者雇用率の上昇、こういうことに向けて努力をしていく必要があるとまとめている。

次、34ページ、35ページだが、これが先月の27日に開催した総合教育審議会の意見である。第1期の意義をも総括した上で、そこで引き続き残された課題、あるいは10年間の社会経済情勢を踏まえて第2期の教育ビジョン21につながったということが良く分かったという評価をいただいたが、個々のものについてはさらに細かなご指摘をいただいている。例えば施策2の関連だと、学力の向上については学校と家庭の連携がもっと必要だ、それから家庭での学習時間を増やす上でも親の理解や意識であったり、あるいはソーシャルメディアに没頭することによって学習時間が少なくなったりする部分もあるので、そういう子ども達の対応については家庭も一緒に当たる、そういう意識づけをしたり、取り組みを進めていく必要があるのではないかという意見。

それからキャリア教育については、卒後3年以内の早期離職率が高いということをやっぱり自分たちも耳にするが、そうしたことについても家庭内で保護者の人と児童や生徒が良く話し合っって意識を深めていくことが大事ではないか、あるいは教育活動全てにおいてキャリア教育ということがかかわってくるのであれば、やはり先生方が一人一人それぞれの指導観や教育観の中に子どもの主体性をどうやって発揮させるかというふうな意識づけをしていくことが必要ではないか、さらに就職、あるいは地域への定着ということをいうのであれば知事部局や財団、市町村などと一層の連携を図る必要があるのではないかというご意見をいただいた。

それから、施策3の関係では、読書活動の推進ということで全体としては良く進んでいる、それから第2期の子ども読書推進活動がスタートしたのが良かったことだということがある反面、さらにその内容を濃くしていく上で、例えば調べ学習のプレゼンテーションコンテストなどハードルが高いと思われるものについても積極的に取り組んでいくとか、あるいはさらに学校図書館の学習環境を整えていくということが必要ではないかというご意見をいただいた。さらに文化活動についても、学校でもいろいろと芸術文化を鑑賞する機会があるだろうが、そういうところに先生方もより気を配って、チャンスがあれば子ども達にそういう機会をなるべく与えてあげてほしいというご意見をいただいた。

それから施策5、学校・家庭・地域の連携だが、これについてはどちらかというところとふるさと教育とかあるいは地域とのつながりというところ、地域の方に学校に来ていただいてお話をさせていただくという、どちらかというところと学校が受け身になるようなことが多いんじゃないか、それだけではなくて学校が主体的に地域に出ていって活動をし、系統的に小中一貫、小中高一貫で連携してもっと主体的に取り組んで、地域に出ていって取り組んでほしいというご意見もいただいた。公民館事業については、モデル公民館事業も行き渡ってきたので、そうしたノウハウを生かしながら公民館全体を底上げするように努めてほしいということがあった。

それから施策6、子ども達の学びを支える取り組みの推進では、やはり不登校対策、いじめ対策ということが課題になって、今学校で子ども達の状態を把握するQ Uアンケートの回数が増えたりして非常に良くなったと、こういうものをより活用して早目にいじめや不登校

の芽を摘んだり、あるいは対応をしたり、それからいろんなサインが出た場合には早目から受けとめて対応することが大事ではないかというご意見をいただいた。また一方で、3番目のところだが、こうやって指導に当たっておられる先生方自体も非常に困難な事例などもあって大変なのではないかと、そういう先生方に対するケア、そういったものもしっかりやっていかないと全て先生任せということでもいけないのではないかとということで、みんなが一体となって子ども達の対応に当たる必要があるということをお願いした。

最後、特別支援教育の充実だが、これは先ほど申し上げた一人一人のニーズに合った個別の教育支援計画を策定している学校の割合はおおむね80%ということになって、スタートとしては良いが、この取り組みを緩めることなくやってほしいということだった。

あと全体として教育委員会活動全般についてだが、教育委員の皆様は視察などに出かけていただいているが、25年度のところでは視察先の校種として県立学校に偏りがあったので、26年度は小・中学校にもどんどん出て行って欲しいということで実際に来月松江地区の教育懇話会、それから浜田地区でも教育懇話会があるが、こうした場合においては県立学校ではなくて小・中学校のほうを視察していただくということを今事務局のほうで準備を進めているところである。

それから、2つ目は教育ビジョン21の第2期計画の策定にかかわるものであり、せっかく良いビジョンを立ててもそのビジョンの目標というものを県教育委員会と市町村教育委員会が共有しなければうまく進んでいかないので、そういう意見交換をしたり目標を共有する機会を今まで以上に持って欲しいということだった。

全体として以上のようなご意見をいただいた。これをまとめたもので議会のほうに報告したいと思っているので、ご審議をお願いする。

○原委員 総合教育審議会からご意見をいただいた施策3関連の文化芸術鑑賞の機会を確保する必要があるというご意見であるが、それは19ページのところで私もとても残念に思ったが、やはり芸術鑑賞を実施してる小・中学校の割合が少なくなっている。実際、私の子どもが通っている学校に出掛けて行って感じるが、やっぱりどうしても先生方お忙しいので、なかなかこういう文化的な団体の方と交渉することも、そういう時間も少ないような気がするし、また保護者の中でも問題だと思うが、心を育てることがちょっと軽視されがちで、大事だ大事だと言うが、例えば花が美しいっていうのは誰もが美しいって感じると思うが、私たちが日ごろの活動を通じて思うのはやっぱり美しいとかかわいそうだねとか、ああそれは素晴らしいねっていうような感情的なものも育ててやらないと子どもの心が育っていかなくて、その共感性を育むという面でも文化芸術鑑賞というのはとても効果的だと思っているので、これからはぜひこの割合が増えていくように教育委員会としても考えていただきたいと思う。いじめの減少にもこれはつながっていくものだと思う。やっぱり思いやりを持つという気持ちが育まれるのではないかと考えている。

それともう一つ、これは感想というか、日ごろ思っていることだが、12ページの学力のところである。国語、算数、数学の勉強が好きだという子どもさんが減っているのがとても残念で、この学ぶ気持ち、知的探求心というものをどう育てていったら良いかと感じるが、今、うちの子が運動会、体育祭に向けて練習している。それは学校の勉強時間の中にはない、課外の時間で自分たちで集まって自分たちで、それこそさっき主体的な力がないという話が出たが、主体的に動いて、先生がこう言われたからこうするのではなく、自分たちでこの色、組が勝つためにはどうしたら良いのか、役割も決めて応援合戦はこうしよう、それから応援のイラストはこんな絵にしよう、自分たちで自発的にとても生き生きとして活動している。ただ、今学校は、学力のほう为中心で勉強の時間が足りないということで、どんどん体育祭や文化祭等の行事の時間が削られているが、そこのところで子どもが協力する力とか、自分が一生懸命最後までやる力とかそういうものを結構得てるのではないかと、あと学級集団づくりというところだが、例えば学力をもっと向上と言われても、学級が崩壊しては先生方が幾ら指導されてもそれは実現しないわけで、その学級集団をつくる上でもそういう学校行事とかそういうところで子どもを成長させていくということは大事なんじゃないかなと、今一生懸命体育祭の練習している子ども達を見て思う。体育祭が終わったらこれが学力テストに向かってみんな一致団結して、集団でみんな上へ伸びていこうという、そういう力に向かっていくと一番良いかと、集団で学力を高めていくという学級の力というのが欲しいなとそんな感想を持っている。

○土田委員長 今、原委員さんからの要望なり感想ということで、特に19ページに出ている小学校の文化に親しむ機会の確保で小・中学校は69%から64.7%へ数字が下がったということが具体的な数字が出てくるということについて、これは何らかのご感想はあるか。

○矢野参事 最初の文化活動のほうだが、19ページに書いてあるように、今、原委員おっしゃったように、学校が独自にいろいろなところの文化団体と交渉してやっていくというのは大変難しいというか時間的にも難しいところがあり、県のほうでもそこにある文化庁や文

化団体、次代を担う子どもの文化芸術体験事業とか、そういった事業を学校のほうに事前に紹介して、学校の年間計画に取り入れてもらうような働きかけはやっている。こういった活動を非常に多く取り入れてはいただいている。

それからこういった活動ではないが、地域の文化活動、そういったものを、ふるさと教育の一貫にもなるが、そこへ出掛けて行くなり、あるいは学校に来てやっていただくとか、そういった活動もやっていらっしゃるところもあり、その部分がここの数字が入ってきてるかどうか確認はしていないが、今言われたような学校への情報提供とか学校がある程度手間をかけずにこういったことを取り入れられるような事業の紹介を今後も続けていきたいと思っている。

それからもう一つの、勉強が好きだというのが、特に算数、数学は他の教科に比べても低くなることが多いが、これもひとつ授業改善をしていかなければいけないことだと思う。今言われた、子ども達の活動を通して色々な力を伸ばしていく、授業もそうだがやはりある程度の時間をかけることの大切さというのはあると思う。それは思いやりを育てるとかあるいは協調性を育てるとか、あるいは学力でも様々なところで時間というのがとても大事なことだというふうに思っている。そうするとその学校全体でその時間をどううまく使っていくかということをしっかり考えていかなければいけないし、その時間をうまく活用できるような教員のスキル、資質も向上させていかなければいけないと思っている。

○仲佐委員 この教育委員会の点検・評価報告書は教育ビジョン21をスタートされて、その成果のそれぞれ教育にかかわる分野についていろんな分野での評価がなされている。この取り組みというのはこういう数字でもっての評価、そしてまた今後どうしたらいいかという今後の課題も同時に上がってくるという形式で大変興味深く見せていただいた。

私どもは製造業をやっており、キャリア教育という分野、興味があるが、毎年インターンシップで専門高校の生徒さんに2、3人来ていただいて、実際に実習をやっていただいている。学校の学業とまた現場で実際に仕事する場合は全く違う感覚だと思う。もちろん安全で作業していただかないといけないということもある。ただその生徒さん自体のその取り組みの姿勢というのがやはり一生懸命に取り組む姿勢の方と、ただこういうふうに来たのだから何となくその時間をこなさないといけないというような感覚の子どもさんもしらっしゃるし、やはりやる気、いざ就職する段階になった時に、仕事に向けての意欲が一番大事じゃないかと思っている。面接した時には言われることはもちろん響いてくるが、いざ入っていただいて作業についていただくと、勉強とはまた違った面が現場にはあるわけで、それをいかにこなしていくか、人とのつき合いをどうしていったらいいかというところが一番だと思うので、やはり学生時代には協調性も大事だし、とにかく自分のやる意欲が一番じゃないかと思っている。そういうところで、インターンシップをどんどんやっていただきたいと思うし、そういう受け入れをしていただく事業所もどんどん増えるということも数字を見れば増えていってるのが分かるが、今後も力を入れていただきたいと思う。

もう1点は、26ページに社会教育の振興による生涯学習社会の実現というところがある。社会教育実践者の養成というところで22年度の数字が1,382人で25年度の数字が2,587名、25年度の目標数値は1,500人ということで、この25年度の数字というのが172%ということになるが、この受けられた方がその先どのように実践をされているのか、その先の数字を把握されているかなという、受けられた方はこれだけの人数だが、実際にそれがいろんな分野に活かされているかというところの追跡がなされているのかなと思ったのでお聞きしたい。

○矢野参事 まずキャリア教育のほうだが、実際には直接的なこのインターンシップというのは高等学校で、県としても様々な県内企業と協議の場を設けており、先ほど言われた事業者の開拓等も進めていきたいと思う。それからそれに向かうその心構えというか、そういったところの教育もしていかなければいけないと思う。

中学校でも職場体験をやっているし、小学校でも職場訪問とかいうようなことをやっているのので、その発達段階に応じたところで子ども達への指導を進めていきたいと思っている。

○荒木社会教育課長 26ページの社会教育のところのお尋ねだが、今、仲佐委員も言われたようにこの研修の後に、養成した後の追跡については実際はやっていないというところで、数字を現在把握しているというところである。ここの社会教育実践者というのは下の欄に書いてあるように市町村の社会教育関係者とか、公民館の職員なので、その後そういった研修を受けてどういった効果があるのかということは今後把握していきたいと思っている。

ちなみにこの実践者の人数が大幅に増えていることについては、25年度については市町村と連携をした出前型の講習を増やした。連携というのは市町村側が場所を提供したり、それから日程を調整したり案内したりというところにこの社会教育センターの職員が講師として出向くというやり方をしたところ、受講生が飛躍的に伸びたので、かなりの受講生になっている。もともと社会教育施設に来ていただくものをカウントすることを想定していたので、

22年度は1,382名の人数、それから目標は1,500人としていたが、そういったことで増えたと、それだけニーズがあるということは分かったので、今後そういった出前型を増やして、例えば行政評価だとか点検評価の目標設定はそちらのほうの高目のものをベースに目標設定を再設定し直そうと考えている。

○土田委員長 矢野参事に唐突な質問をするが、この前の全国学力調査の結果について、いろいろマスコミ等々で秋田県が1位だと、それからいろいろあったが、ここ一両日、静岡県の知事が発言をして、成績の良い学校の校長名を発表するというようなことまで報道をされている。今日マスコミの方もおられるが、どうしても県民、保護者はそういうマスコミで騒がれることに非常に関心が向くと、こういう地道な活動よりもそういう面が非常に敏感に動いているが、そういうその案件について指導担当の参事としてどのようなお考えなのか。

○矢野参事 文部科学大臣もコメントをしているが、今回国の学力調査の要綱が変わったということで、いわゆる変更点は市町村の判断で学校の正答率と結果が公表できるという点が大きく変わったところである。こういったこともあり、市町村と直接いろいろお話しさせていただいた。その中でもいろいろなご意見があって、松江市も新聞等で報道されているが、それぞれいろいろな思いで工夫して学力育成に取り組んでいらっしゃる。その中でその結果の扱いをどうするかということで、それぞれ市町村単位でももちろんだが、学校単位で分析してその結果を何らかの形で次に生かしていくということであり、やっぱりその学校が今何を教えようとしているかということを保護者なり地域の方に説明していくことはとても大切なことだと思うので、その説明の中にそういったことをやる、なぜそういう取り組みをしなければならないかということこの学力調査の結果というのは一つの参考となるデータだとは思っている。どういう形で出すか、この前お話ししたかもしれないが、島根県の場合、今回小学校6年生だったが、3分の1くらいが10人以下の小さな学校であるので、いろいろ取り扱いについては配慮していただきながら学校としての取り組みをしっかりと説明していただければと思っています。

○岡部委員 総括的な意見というか思いだが、ちょうど今年いろいろその学力問題等々出てきているとき、またしまね教育ビジョン21もまた今年策定されたと、そしてまた一方でその学力向上のいろんなプロジェクトもスタートしていると、そういういろんな要素というのが集まっている中で皆さんの関心もある中で、まずスタート時点から、皆さんが学校、保護者、地域ともどもに働きかけてレベルアップ、学力テストのその点数だけでなくして全体の学ぼう力というのを今上げていくまさに好機だと思う。その中で努力していらっしゃるということは良く分かるわけで、それをいかに効果的にやはり広めていくかということが大きな課題になっていると思うので、今ちょうどいい機会に、機会というかタイミングとしては好機だと思うので、そこをうまく捉えてこの実績を上げていただきたいということを意見というか要望しておきたいと思う。

――原案のとおり議決

第18号 平成27年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

○佐藤県立学校改革推進室長 議決第18号平成27年度県立高等学校の入学定員についてお諮りする。

来年3月の県内中学校卒業者は本年に比べて72名の減少を見込んでいる。また、昨年度の高等学校入学者選抜において実質受検倍率が0.86倍という現状も踏まえて、今後は計画的に定員を絞っていく必要があると考えているところである。

県立高校の全日制課程の入学定員は来年度3校で1学級ずつの減、また3校で入学定員を各30名減としたいと考えている。合計210名の減ということである。具体的には、3の表をご覧ください。前半の3校である。大東高校、三刀屋高校、江津高校についてはそれぞれ1学級を減じていきたいと思っている。大東高校についてはこの3年間の平均の欠員数が35名であった。また本年は欠員44名という状況である。雲南市内の中学校の卒業見込み者数、本年度末受検予定者については22名の減、その翌年についても26名の減ということで子ども達の減少が続いている。三刀屋高校については3年間の平均欠員数が42名、本年度は57名の欠員ということで、この57の欠員というのは本年度の最も大きい欠員数であった。3校目は江津高校である。これは3年間の平均欠員数が45名、3年間の平均ということでは県内で最も大きい数字であった。こういったことを勘案して、この3校については1学級ずつ減ということを考えている。

続いて、下の3校である。島根中央高校、矢上高校、隠岐高校、この3校についても定員充足状況、また地域の中学校の卒業生数を見ても1学級を減じていくのが普通であろうと考

えてはいるが、この3校については現在、離島・中山間地域の魅力化事業で頑張っているところである。地域からも非常に支援をしていただいて今、地域と一緒に魅力化を図り、生徒募集をしている最中である。また、県外からも徐々に生徒が集まりつつある。島根中央高校においては本年度県外から18名来ている。矢上高校は5名、隠岐高校は2名という状況である。そういった状況を勘案して、この3校については3学級という形は残しながらも定員を減じていきたいと思っている。基本的に定員の減ということについては1学級単位、40名単位を考えているが、この措置については離島・中山間地域の魅力化事業に取り組む3学級校に限って限定的に、また臨時的に行うものとしたらと思っている。決して恒久的な措置ではない。当分の間様子を見ていきたいと思っているところである。全日制については以上である。

続いて、定時制、通信制、水産の専攻科だが、これについては変更はない。また、学科改編を行う学校も来年度についてはない。

2の1のページは一番下のところに入学選抜関係の日程を載せている。2の2、2の3には県内全体の県立高校の入学定員数を表にして載せているところである。

○岡部委員 学級減になる、特に大東、三刀屋、江津の3校については影響がかなり大きいものがあるかと思う。その中でちょっと心配なのは地元のほうへの何か説明なり、話し合いみたいなことは行われたかどうかということをお聞きしたいが。

○佐藤県立学校改革推進室長 おっしゃるように学級減というのは学校にとっては非常に大きいことである。学級減、定員減になると教員数も減るので大きいことである。学校長とは前年度段階から色々と情報交換をしながら話をしている。

○岡部委員 その中で特に反対ということはないか。

○佐藤県立学校改革推進室長 こういったことで喜んでというところはない。どこも色々とこの現状を見ながら仕方がないところだろうと思っている。

○土田委員長 島根中央、矢上、隠岐、先ほど魅力化事業に取り組んでるということを強調されているが、その年度が終わると上の3校と同じような考え方に持っていくということの捉え方のような説明だったが、それで良いか。

○佐藤県立学校改革推進室長 魅力化事業は平成23年度から現在8校で行っている。1期校については23、24、25年度3カ年事業終了して、26年度から3カ年の延長を行った。ここに書いた3校については2期校で、24年から今年度までが魅力化事業ということである。しかし、この3校についても現在3年間の延長ということで検討している。従ってこの案が通れば29年度まで魅力化事業が続くことになるが、あくまでもそれは一つの目安で、これが継続的に80名生徒が集まらないというような状況になった時には、そのときには2学級ということも考えなければいけない。この期間の間は絶対しないと、そういうようなことではない。

○土田委員長 先ほど佐藤室長が言われたように、クラス数を減らすというのは賛成の町はないと思うが、できるだけ不満を最小限にとどめるような形で説明していただければと思う。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第36号 「学校管理職等育成プログラム」について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第36号学校管理職等育成プログラムについてご報告する。

資料の3をご覧いただきたい。今年度初めてお示しするものである。1ページ目に最初に管理職等育成プログラムを策定するに至った理由、経緯等を示している。先ほど、最初の議決事項であったような様々な教育課題というのが現在学校現場にはある。それぞれの多岐にわたる課題を解決し、学校のあり方を改善していくための一つの力として管理職の力というのが非常に強く求められる、ますますこの役割が重要になってくるということは一般においても言われていることである。そこの「はじめに」というところのちょうど中ほどにあるけれども、いわゆる管理職のリーダーシップと組織マネジメント力、この重要性がますます高まっている。そのためにまず第一としてその2行後にあるが、管理職段階の研修等の改善、これがまず必要になってくる。もちろんこれまでも管理職に対する研修等は積極的に県教育委員会として行ってきたが、今回内容そのものについて見直しを図るということ、これがまず1点ある。

2点目は、今度は現在管理職をしている者に対してではなく、これから管理職になる者を対象とする育成である。その背景として、その下の表にあるような本県の教員の年齢構成というのがある。ご覧いただくと分かるように、そこの1ページに示しているのは小学校、次

の2ページには中学校の教員の年齢構成をグラフ化しているが、非常にいびつなというか、完全に逆三角になった年齢構成になっているのがお分かりいただけると思う。ざっくり申し上げますと、大体管理職というのは50代というのが多いが、小学校は大体今50代の教員、これ校長、教頭、主幹教諭と全てあわせて約1,200名いる。40代が860名で、30代になると500名、20代は200名弱という、そういう年齢構成になっている。小学校というのは現在、本校で212校ある、約200校なので仮にこの小学校の数が今後変わらないとすれば、校長、教頭合わせて400人の管理職が必要となってくるわけだが、先ほど申し上げたそれぞれの世代別の人数を見て分かるように、要するに10年後、20年後に管理職として学校を率いるその教員層が非常に薄い、絶対的な数が非常に少ないということもあり、若い頃から管理職としての資質能力を、学校マネジメントの意識といったものを養成しておくことが極めて必要であるという現状がある。

以上の観点から現在の管理職をさらに良いものとして育成する、これからの管理職を育成する、この2点、教員の全世代を通した管理職育成プログラム、リーダーシップと組織マネジメント力育成というプログラムを策定した。このことは特に学校マネジメント、組織マネジメントという言葉については新しい教育ビジョン21にも明記している。すなわち学校マネジメントの確立という項目を大切な施策の一つとして明記している。

2ページに管理職に求められる資質能力ということで、まず島根県の教職員として基本的な資質能力、そして3ページに管理職に求められる資質能力をあげている。これはこれまでに言われていることを中心に昨今の求められる情報を加えてまとめ直したものである。3ページ、2番の「学校マネジメントとは」については、これは言葉の説明なので、省略させていただく。

具体的にどういう形で持っていくかと、今日お示しするのはあくまでもアウトラインではあるが、4ページ、それから5ページ、6ページのところにそれが示してある。先ほど申し上げたように全世代をいわば対象としたプログラムなので、4ページの頭にあるように採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長、教頭、校長まで段階的に研修を実施するというものである。まず、これまではなかったものとして、①初任者研修や経験者研修といったものにこういった学校マネジメントの内容を盛り込むということである。初任者研修というのは教員なりたての1年目、経験者研修というのは2年目のフォローアップ研修というものもあるが、主には教職経験の6年目、それから11年目に研修があるので、11年目研修は法定研修でもあるが、その中にこういった内容を盛り込んでいく。学校がその組織として動いていく、動く必要がある、教育課題に取り組むことが教育効果を生むんだということは当然若いころから知っておかなければならないことなので、そういったことをまず盛り込んでいくということである。

それから②ミドルリーダー、年齢的には30代から40代というところになるろうかと思うが、これらの年代の職員を対象に管理職になる前の段階としてより強く意識した研修を実施するということである。大きいのは2泊3日のミドルリーダー宿泊研修というのがあるが、一般的に管理職になる前の研修というのは文科省が行う中央研修というのがあり、そちらに参加する人間ももちろんいるが、それだけではなく、いわばその島根県版中央研修とでもいうか、そういった形で実際出ていった者がそれを伝達したり、あるいはまた新たな講師を呼んでともに議論を闘わせたりとか、そういうことも含めて研修をみっちりやっていくということである。これまで以上にミドルリーダーを多くの者を対象とした研修にしたいと考えている。

そうした学校マネジメントの研修は先ほど来申し上げているように、職位、経験年数に応じて段階的に実施するというのが③である。ただそこにあるように、その内容自体も、あるいはそういうグループ協議、演習、より実践的内容、ただ聞くだけとかいうものではなく、自ら主体的に動いていくような、そういう研修内容を導入していくということである。

さらに④、⑤は現職の管理職に対する研修だが、まず④の教頭1年目、3年目、それから校長1年目、2年目の者を対象とした少人数のゼミ形式の研修、学校経営ゼミと名づけているが、大学でいう講義形式ではなくてゼミ形式、それぞれがそれぞれ課題を持ってそれを発表し合い、あるいはそこにスーパーバイザーを置いていろんな意見をいただくとか、そういういろんなことが考えられるが、先ほどのところでも申し上げたような、要するに講義形式、受け身ではなくて主体的に自ら考え行動する、そういう研修とする、そういう要素をできるだけ盛り込む、理念ではなく即実践に反映できるようなそういう研修に組みかえていきたいと、これまでもたくさんの研修はやってきたが、そういうものに組みかえていきたいと考えている。さらに⑤、管理職に対しては自ら選んで、自らの課題において行う、セレクト研修というのを義務づけるという形をさらにとる。どういう研修を対象とするか、あるいは対象外とするか、年2回以上とあるが、1回というその回数の数え方、2日あって2日参加したらそれで1回なのかとか、そういった細かいところについては今後教育センター及び関係各

課と詰めていきたいと考えている。以上申し上げたものを流れ図、表にしたのが6ページの表である。下のほうから初任者研修からずっと最後、校長の3年目以降のところまで一貫して自らの資質を高めてもらおうというものである。

7ページ、8ページにはそのときの狙い等をそれぞれに整理したものである。以上のような研修、実際のその研修をどう組み込んでいくかについては、実施主体が教育センターとなるので、既に教育センターで検討を始めており、すぐにもう来年、27年度からこういった研修を本格的にスタートさせるということで計画中である。初めてこれだけ一貫したものをやるということで、初めての試みであるので、今申し上げたアウトラインそのものも本当に妥当なものかどうかということも検証しながら、1年やってみて直すところはまた直してというふうに、固定したものではなく、現実に即応できるフレキシブルなものにしたいと考えている。

これまでやってきた研修で様々な観点から必要、もちろん外せない研修というものもある。必ずやっておかなければならない、例えば特別支援教育の観点から、あるいは人権同和教育の観点から、そういった研修もたくさんあるので、ただそのやり方自体にひと工夫、より効果が上がるような形に変えていくということで計画していきたいと考えている。

最後、その他のところについては、(1)は校内において現管理職が校内の次世代を育てていくという趣旨。(2)は管理職の採用、昇任のところからそういう学校マネジメントを選考における一つの視点とするなどして、こちらもそういうことで意識、評価においても意識していきたいということ。(3)は既に今年の4月からやっているが、同時にその管理職専用の相談窓口を設けて、なかなか相談できない人に対してこちらが答えるという、そういうことを既に始めている。実はこの(3)においては、もう既に今年度かなりの相談があって、保護者対応あるいはその生徒への直接対応も含めて、具体的なことは言えないが、効果が上がっているという、そういう手応えは得ている。

今日は、一応アウトラインだけであるが、以上である。

○岡部委員 このプログラムの必要性は理解できたと思う反面、またその繁忙化というか、先生方さらにまた今あるいろんな研修の上にまたもう一つ新たに加わってくるんじゃないかという、素朴なことをまず思った。多分良い形でのリストラをして組み合わせ、その繁忙化というか、さらに増えていくというのではなく、これまでの研修について良い整理をして、このプログラムが施行されるべきということの一つ思った。と同時に、このタイトルのその学校管理職等というところが非常に深いニュアンスはあろうかと思うが、その管理職育成プログラムというのがかにも何か、多分これ皆さん、全ての教職員の方対象のプログラムだと思うので、その辺のところを包括するような何かネーミングがないかと思った。いかにもって感じがしたので。

○高橋学校企画課長 研修のスクラップ・アンド・ビルドについては教育センター所長のほうから説明していただく。

○春日教育センター所長 管理職の研修においては、研修体系そのもの全般をやはり重点化して精選していくという方向で来年度は考えている。その観点で管理職についても従来行っていた研修を一旦白紙にして、この研修でやっていくということで特に若手、管理職でも主幹教諭それから教頭、校長にそれぞれなられたところを重点化していくことと、もう一つは先ほど課長からも説明があったが、それぞれの管理職が主体性を持って研修を受けていただきたいということでセレクト研修と、自らがこの研修を受けてみたいという研修を選べるような形にするという形に今検討しているところである。

今、岡部委員さんのおっしゃったように負担感があってはいけないので、そういったところを検討しているところである。

○高橋学校企画課長 先ほどの研修の負担については例えば、実は日数がどれだけ変わるのかという表も実はここで別途作っており、現職の主幹教諭それから教頭、校長が年何回研修にかかわるのかというのは実は現在と変わっていない。一部減った部分も実はある。現場でやっぱり見てもらうということは非常に大切なので、そこらへんは負担過重にならないように管理職についても行っていきたいと考えている。

もう1点、余りにもあからさまではないかというご指摘であるが、そういった意見もあった。ただ管理職このままでは不足するという我々の危機感というのもあり、あえて焦点を明確にしたということである。今後、来年度以降、表題も含めて改善の課題とさせていただきたいと思う。

○広江委員 今、説明を聞いて管理職の育成プログラム、特に学校マネジメントという非常に若いときからやっぱり、初任の時に自分はどういうふうに物を考え、どういうふうにやっていけばいいのかっていうことでは非常に大事なことだと思っている。2つ要望だが、1つは私も岡部委員と同じことを言おうと思っていた。というのが、教員になろうということつまり管理職になろうと思っている人はほとんどもともとはいないと思う。そういうことのた

めに教員になるのではないというところがあると、若い人、20代、30代は結局自分がそうは思っていないからというのはいくらあり、この形だと心理的な反発を招くこともあるだろうと思う。もう1点はそういう気持ちというのもやっぱり大事だと思う。若い時にそういうことではなく、自分は生徒のためにとか大げさな言い方をするけれども、そういうためにやっているんだというその気持ちがないとやはり良い管理職にもなれない、良い管理職になるには良い先生が管理職になったらなあというのが誰もの願いだろうと思う。そういう意味でも例えば2ページ、3ページで書いてあるが、島根県の教員として求められる基本的な資質というのをその研修の中ではかなり強くやっぱり言っていたかいないと、その上で学校マネジメントはどうするのか、学校にお勤めだった方は良く分かると思うが、管理職になっても例えば生徒への指導力や識見というようなことがなければ実は余り心底は聞かない、例えばいじめがあって担任が困ってる、その時にじゃあ教頭が自分が解決するという、その手腕がない人はやはり余り、いろんなことは言ってもみんなが従ってやるようにはならないということもある。そういう意味でもそのバランスをとった研修にしていきたいと思う。

○土田委員長　　そういうような意見を参考にしながら、よろしく願います。

――原案のとおり了承

第37号 平成27年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（教育指導課）

○矢野参事　報告第37号平成27年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果についてご報告する。

4の1をご覧いただきたい。この県立高等学校の教科用図書については地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育委員会が管理執行することとなっているが、教育委員会規則でこの採択に関しては教育長専決の事項となっているので、今回報告させていただく。

内容はそこにあるように、採択結果として今回新たに採択した教科書が92点あった。内訳は新学習指導要領、平成27年度は3年生までこの新学習指導要領の対象になるので、それに基づいて編集された教科書が92点、それから旧学習指導要領、これが0点であるが、これは4年生の理数以外が対象となっていて、この4年生についてはこれまでに採択してきた教科書を来年度は使うということである。

そこにあるように採択手順というところで、5月の教育委員会会議で採択の基本方針を議決いただいた。それに則ってそこにあるような結果で採択させていただいた。具体的には4の2のところに数字をあげている。これは教科別の数字であって、検定済みのほうが77とそれから文部科学省が著作を有するものが15ということである。

4の3以降は個別の教科書名をあげている。

――原案のとおり了承

第38号 平成27年度島根県立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜について（教育指導課）

○矢野参事　報告第38号平成27年度島根県立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜についてご報告する。

5の2をご覧いただきたい。平成27年度の高等学校入学者選抜の学校名がありその次に推薦選抜とあるが、その中の右側の募集人員、入学定員に対するパーセントである。この点のご報告である。これについて要綱のほうで40%以内ということになっており、各学校のパーセントをそこに掲げている。昨年から変更ないが、先ほど入学定員の若干の変更があったので全体の数はこれに依じて多少減になるということである。

それから一番下のところに松江市立女子高等学校を掲げているが、これは松江市教育委員会の了解を得て参考までに掲載しているものである。

それから、そこにあわせてスポーツ特別選抜も載せている。これは3年ごとに見直しをしており平成26年度からこの指定競技となっている。従って、今年度から来年度に向けて同じ種目ということであげている。

それから5の3は、先ほどのスポーツ推薦を競技名ごとに種目ごとに並べたものである。このスポーツ推薦の人数については下に、欄外に書いているが、指定競技が1である場合は各校で4名以内、2以上である場合は8名以内で1競技4名までということ規定している。

○広江委員　2つ質問させていただく。1つは推薦選抜のパーセントの上限というのはその

40%よりも少し上がるのか。

○矢野参事 体育科を除いて40%程度ということになっている。

○広江委員 それからもう一つは今スポーツ推薦の話があったが、たしか以前には何か総合文化祭が終わった後で文化芸術系の推薦入試もあったような気もする。それがどういうふうな経緯で応募がなかったのか何か、なくなってはいるが、もし経緯がわかれば教えていただきたい。

○高橋学校企画課長 各学校のほうで基本的には志願する人数が非常に少ないということがまず一つ理由であったかのように記憶している。ただその各学校においては1人でも2人でもそういう生徒は推薦でもってやはり入ってほしいという学校はある。その学校は多くは先ほどの表にあったこの全体のその推薦選抜の中で、その学校独自でそういう指定をしているところが多かったように記憶している。

○矢野参事 平成21年度に文化推進指定校推薦入学の試行から、文化特別推薦として本格実施されたが、平成24年度のところで、24年度以降これは廃止というふうになっている。理由は先ほどの人数とかいうことだと思う。

――原案のとおり了承

第39号 平成27年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について (特別支援教育課)

○原田特別支援教育課長 報告第39号平成27年度使用県立特別支援学校の教科用図書の採択結果についてご報告する。

特別支援学校だが、学校の教科用図書は、採択に係る基本方針に則り、児童生徒の発達の段階とか障がいの状況や教育課程を考慮して以下のように採択することとした。最初に27年度に使用する特別支援学校の小・中学校の教科用図書についてだが、次の6の2をご覧ください。文部科学省の検定済教科図書だが、小学部においては78点。6の3をご覧ください。中学部に関しては38点、これは準ずる教育課程の行われている学校で使用する教科書である。各採択地区の採択と合わせており、松江地区では盲学校、松江ろう学校、松江清心養護、この学校は肢体不自由である、病弱の松江緑が丘の4校である。出雲地区では出雲養護学校、知的ではあるがみらい分教室があり、ここは病弱の教育課程をとっている。準ずる教育を行っている。浜田地区においては浜田ろう学校と肢体不自由と病弱の江津清和養護学校、以上の学校が各採択地区の採択と合わせている。

2番目が文部科学省の著作教科用図書であり、このように文部科学省から指定されている図書がある。これは6の4から6の5のところである。これが小学部で106点、中学部113点の219点である。これは転入学した児童生徒が障がいの状況において対応できるように、教科書目録に掲載されている著作権の教科書全てを採択しているわけである。

3番目だが、学校教育法附則第9条による一般図書とあるが、これは以前委員の皆様方に絵本として見ていただいたものである。適切な教科書がない場合に一般図書として教科書として使用することができるというところであるが、これが6の6から6の11までであるが、327点ある。以上、小・中学部のほうでは662点である。

次に、今度は高等部の教科用図書の採択である。これについてはまず文部科学省の検定済教科用図書及び著作教科書だが、これが6の12から6の14のところであるが、82点である。このうち新規に採択したものが24点で、この24点は文部科学省の検定を受けて教科書目録に登載されてから、初めて島根県の特別支援学校高等部で採択されたものであり、毎年新しいものは全て入っている。その次が附則第9条による一般図書だが、6の14の一番下にあるが、1点である。3番目が学校教育法附則第9条の一般図書だが、192点で、6の15から6の18に掲げているが、高等部に関しては計275点、以上を小・中学部、高等部で採択することとした。

26年度との差異があるが、小学校が来年度27年度に採択がえを行っている。各地区の採択に合わせて採択をさせていただいた。27年度から知的障がいの教育課程の生徒についても保健体育の教科用図書を採択できるとさせていただいた。それに伴って高等部でも高1、高2、高3で保健体育の教科用図書を採択できるようにしたが、この理由は今までは教科等の指導というもので合わせた指導の中で教科書を使わずに保健体育を指導している場合があったが、近年、軽度のお子さんとか様々な発達段階のお子さんが入っていることになり、子ども達の実態に応じて性教育とか保健の指導を行う必要がある状況から、準ずる教育課程に合わせて保健体育の教科用図書を採択できるようにしたところである。

○岡部委員 非常にこの前も図書等をこちらの会場で見せていただいたりして、非常にバラ

エティーに富んで種類も豊富だということを実感したところだが、この特別支援で学ぶ子どもさん達、それぞれのいろいろな障がいの程度があるから、これだけバラエティーに富んでくると思うが、一方で先生方もこれらを全て、またこの教材というか教科書とその他の指定図書等について知っておく必要があるわけか。これ全部を内容を周知して子ども達と一緒に学んで、教科書として時には副読本として与えられていくということになるわけか。

○原田特別支援教育課長 準ずる教科書の文部科学省の検定済み教科書はこれは小・中学校と同じような形でやっている。委員の質問は一般図書のほうだと思うが、一般図書はそのお子さん一人一人に与えていくものであるもので、これを全て皆さんが知っているわけではない。Aというクラスの担任がBさん、Cさんがいたとすると、そのBさん、Cさんの教科書を自分でこれがいいというふう採択しているわけであるので、その範囲なので、全てこの600何点を把握しているわけではない。

――原案のとおり了承

第40号 平成26年度～28年度競技力向上のための新たな強化指定校について (保健体育課)

○堀江保健体育課長 報告第40号平成26年度～28年度競技力向上のための新たな強化指定校についてご報告する。

7の1をご覧ください。これは高校生の競技力を高めるために県外遠征について助成するものである。これまでは例えば横田高校のホッケーとか、安来高校のバレーなどのように重点校を指定して、選手強化の助成を行ってきたが、これに加えてこのたび選手層の拡大を図る、それから県全体の競技力の向上を高めるために一般強化指定校、それから西部拠点校の区分により高校を指定することとした。またあわせて、女子競技の競技力向上の一環として国体競技にはない競技でオリンピックでも今後活躍できるような競技を指定して、女子の競技力の向上を図ることとしている。

指定する競技種目については7の1のところの4、強化指定競技種目のところに書いてある競技種目である。指定期間は平成26年度、今年度から28年度までの3年間としている。なおオリンピック女子候補競技校のうち、自転車については高体連専門部を通じて照会したところ、選手がいなかったため今回は学校の指定は行っていない。一般強化指定校、西部拠点校、オリンピック女子候補競技校については学校別については7の3、それから同じ内容だが、この競技別にした表については7の4に記載している。こうしたことにより、県全体の底上げを図って県全体のレベルアップを図ることとしている。

○土田委員長 この7の2の強化遠征費の配分ということでAランク、Bランク、Cランクとあるが、これは助成というのは、半分とか全てとかそういう決まりがあるのか。Aランクは全て見るとかではなくて回数だけ……。

○堀江保健体育課長 回数である。1人当たりの大体の旅費を計算して、年間3回とか2回とか1回、これはオリンピック女子候補競技校についてである。一般強化については年間1回ということである。

○仲佐委員 この競技力向上でこのように学校のほうの強化指定校が増やされていくことは大変良いことだと思う。これに伴って指導する先生方はこの指定校にはいらっしゃってともに生徒と一緒にこう活動ができる体制なのか、指導者がいない中での指定だけなのか、その辺はどのようになっているのか。

○堀江保健体育課長 一応、例えば西部拠点校だと、西部の中でそのスポーツの専門の先生方が相談されて、ここの学校なら指導ができるだろうというようなところをその高体連の中、それからテニスとか他の専門部の方々に選んでもらっているもので、それで先生方に対応してもらおうことにしている。また、足りないところは外部指導者の制度があるので、加わっていただいて指導をしてもらっている。

――原案のとおり了承

第41号 第69回国民体育大会（長崎国体）の出場種目について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第41号第69回国民体育大会（長崎国体）の出場種目についてご報告をする。

8の1、8の2をご覧ください。10月12日から長崎県で開催される第69回国体

の出場種目についてである。この国体に関しては委員長はじめ各教育委員の皆様には激励のために練習会場等へお出かけいただき、絶大なる応援をいただき感謝申し上げる。おかげで島根県で開催された国体の中国ブロック予選、8月をもって全て終了して、各競技の出場枠が決まった。島根県が国体本大会に出場できる種目はその8の1、8の2で網がけをしている種目である。県単位出場と書いてある種目は中国ブロック予選を経なくても県単位で出場できることをあらわしている。また、数字が丸で囲ってある出場種目については中国ブロックで国体に出場できる枠が決まっており、その枠の中での順位をあらわしている。この網がけしてあるところが出場できる種目だが、主な種目としてはこれまで島根県の得点源となっている6番のホッケー、これ昨年の東京国体でも最も点数を得ることができた種目だが、成年男子、少年男子に加えて今年は少年女子も4年ぶりにブロックを突破して、今年も高得点を期待している。また、裏のページの35番のなぎなただが、これもホッケーに次いで例年得点をしている種目である。去年同様、成年女子と少年女子が出場枠を確保しており、今年も得点を期待している。

それからもう一回8の1に戻っていただいて、このほか得点が期待できる種目としては1番の陸上、それから2番の水泳、5番のボート、裏にある24番バドミントンとか30番のカヌー、こういったところが高得点を期待できる種目としている。それから33番の銃剣道という競技があるが、これは少年男子がブロック枠を突破した。これまでの記録で見る限りでは銃剣道については16年ぶりの出場枠確保ということで新たな得点源として期待をしている。

○仲佐委員 私バレーボールにかかわっており、ブロック大会が行われた8月23、24日と松江であり、見に行かせていただいた。その中で島根県の選手が山口県、それから岡山県に出ているという話を聞いて、なぜ島根県にそのことができないのかと思った。たまたまその選手が入ったところが1番、2番になっていて、国体に出てるわけである。だから選手にとっては良いかもしれないが、島根県がこれだけ技術力向上、向上といっているんな策をされて、そういう優秀な選手が他県に行くということが何か腑に落ちないように思いながら、試合を見ていた。実際、岡山県に行った選手も国体に出られる、山口県に行った選手も出られるということが結果として出ていて、そのあたり止めることができないのか。ご本人の意向にということになるかとは思いますが、何か島根県にとっては残念だなというふうに思った。この辺はもう決まり事はないということか。行きたいところに行っても良いということなのか。

○堀江保健体育課長 島根県のこれまで少年の部門で活躍していた選手が県外へ出て、その成年の部の選手として国体に出るというような種目は今のバレー以外にも実はたくさんある。逆に島根県から他県の選手が出るということもあり、例えばバドミントンだと、熊本で有力な企業があったが、そこが廃部して、その部員の一部分が今山陰合銀に入っている。それが熊本の国体で熊本県代表として出たので、続けて今度は違うところから出られないので、来年また島根はバドミントンは多分強くなると思う。

それで要はなるべく引きとめるために優れた指導者の方々になるべく残っていただいて、良い成績を上げてもらうように指導者の方々が研修しやすいようにお出かけいただく経費について助成をしたり、そういうような策は講じているが、なかなかそうまい具合にはならないということが現状である。

○仲佐委員 要は国体にはもちろんどんどん出ていただきたい、このブロックを突破することが大変というのがひしひしと実感している。本当にブロック大会を突破するということころにもっと力入れないといけないと思った。国体の前の段階をと思ったところである。

○堀江保健体育課長 一律ではないが、だんだん経費の削減ということで出場できるチーム数がだんだん絞られてきて、特に時間の制限のないバレーとかバドミントンとか、そういうのは枠がだんだん絞られてきて、大会運営上そういったこともどうもあるようだ。

○岡部委員 たまたま私、激励に銃剣道に行ったら何年ぶりかで、今度1位で出場できるということで大変喜んでいて。実際見たことはなかったもので、どんな試合をされるのか興味もあって伺わせていただいた。

○土田委員長 高校生の場合は、国体よりはインターハイのほうに力を入れている学校、種目とかある関係で、非常にここの国体ということだけ取り上げていくと、大変受けとめ方がそれぞれの学校なりそれぞれの体育部によって違うと思う。だから国体出られなかったけど、インターハイで島根県の名をあげてくれというような形で、慰めじゃないが、あるんのではないかと思う。余談だが。

第42号 平成26年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第42号平成26年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績についてご報告する。

9ページをご覧いただきたい。これはこの表をご覧いただければ結構であるが、先ごろ南関東を中心に行われた高校総体の結果とそれから全国中学校体育大会等の結果が出ており、このように表にまとめている。最近の入賞状況を見ると、それが一番下のところの表に書いてある。去年は高校が18、中学では10、それが今年度は12と7という入賞の状況である。

――原案のとおり了承

第43号 平成26年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第43号平成26年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰についてご報告する。

10の1ページをご覧いただきたい。それぞれの趣旨だが、優良公民館表彰については公民館のうち特に事業内容、方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものについて県教育長が表彰するものである。それから公民館職員表彰だが、これは公民館等に勤務して公民館活動の振興に顕著な功績があった者を同じく県教育長が表彰するものである。それぞれの表彰要綱に基づいて表彰するものである。

それで今年度の表彰が2番のところに書いてあるが、まず、優良公民館表彰は3館である。浜田市立波佐公民館、江津市立二宮公民館、益田市立益田公民館、それぞれの特徴についてはそちらのほうに書いているので、詳細の説明は省略させていただくが、今年度この浜田管内、益田管内の3館であるが、市町村教育委員会からの推薦に基づいて審査会を行い、決定しているものである。もともと推薦がこの西部のほうからのみであったということからこの3館が受賞をされたということである。

10の2から10の4まで公民館職員表彰、今年度は16名の方を表彰した。こちらについてもそれぞれの詳細の説明は省略させていただくが、こちらのほうも各市町村からの推薦に基づいて、教育事務所経由で社会教育課に提出してきたものを審査会を開いて決定したものである。公民館の職員表彰については要綱のほうに5年以上の勤務をしている現職の職員で功績のあった方というところで、各市町村から推薦が上がってきたものを審査したものである。なお、表彰式については昨日だが、県民会館で中国・四国地区の公民館研究集会が昨日と今日と開催をされて、その場を使って昨日、教育長から表彰を既に行ったものである。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

（議決事項）

第19号 平成26年度優れた教育活動表彰について（総務課）

――原案のとおり議決

第20号 平成26年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

――原案のとおり議決

(報告事項)

第44号 平成26年度9月補正予算案の概要について(総務課)

○高宮総務課長 報告第44号平成26年度9月補正予算案の概要についてご報告する。

今回の議会に提出する9月補正予算案の概要ということで、先に申し上げておくが解禁日は9月8日であるので、土日の間は、取扱に注意をしていただきたい。

教育委員会としては、今回政策的なことはなく、お手元に配布した資料のとおりだが、予算額が変更となるのは、人件費だけで、給与費が8億円の減となる。これは人員数が119人の減ということだが、実際に学校現場で勤務されている教員の数が119人減するという意味ではなく、どうしても年度当初時には小中学校は教員数を最大で見込む必要がある。

というのは、小中学校の場合には、基本的に40人なら40人、あるいは35人なら35人という学級の定員が決まっているわけだが、必ずしも学年進行で学級数が変わらないかというところではない。我々県職員、教員の方、警察官の異動が3月頃あると、保護者の異動に伴って生徒児童も転校して次学年の人数が変わってしまう。例えば120人の子どもがいて、それが40人の学校と80人の学校に分かれれば、40人の学校は1学級、80人の学校は2学級になるわけだが、40人の学校から1人80人の学校へ転校すると、40人の学校は1学級で変わらないが、80人の学校は81人になったとたんに、27人の3学級になって1学級増えると、そういうことを全県的に最大でこのくらいになる可能性があるということで学級数を積み上げて、それに応じて必要な教員の人件費を計算する関係で毎年9月の段階ではどうしても人件費が余ってしまうということになる。これは教育水準の低下を意味するとか、極端に児童生徒数が減るということの意味するものではないので、これらの点はご心配いただかなくても良い。

次に債務負担行為の変更ということで、今出雲工業高等学校で行っているがもともと27年度に行う予定であった外構の工事、これは校舎の周りの舗装とか、木を植栽したりする工事であるが、その工事の一部を今年度の工事と一緒に行った方が効率的だということで、工事の一部を前倒しするというものである。

――原案のとおり了承

土田委員長：閉会宣言 15時43分